

# 就農・独立に向けた研修を受けたい

## 農の雇用事業

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

1 農地集積  
と保全対策

2 新規就農  
者の確保・  
育成

3 組織化に  
よる営農の  
効率化

4 農畜産物  
の高品化・  
安定生産

5 生産機械・  
施設の導入

6 6次産業化  
の取り組み

7 素材生産  
の拡大

8 鳥獣対策

### 本事業の役割

農業法人等が新たな人材を雇用して、技術向上のため行う研修に対して支援します。

- (1) 雇用就農者育成タイプ...農業法人等が就農希望者を雇用して、ノウハウ習得のための研修に対して助成します。
- (2) 法人独立支援タイプ.....農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用して、農業法人の設立や独立に向けた研修に対して助成します。

### 対象者は？

現在の年齢が原則で45歳未満、就農経験年数が5年未満で、かつ、過去に本事業の対象になっていない方が対象です。

### 交付条件は？

雇用就農者育成タイプでは、研修後も農業を続ける意欲が必要です。

法人独立支援タイプでは、研修後1年以内に農業法人として独立することが必要です。

### どのような事業内容？

研修実施中、雇用就農者育成タイプでは年間最大120万円を最長2年間、法人独立支援タイプでは年間最大120万円(3年目から年間最大60万円)を最長4年間交付されます。

### 手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 計画書の提出
- (3) 研修
- (4) 申請書の提出
- (5) 助成金の交付



新たに農業  
を始めたい

就農・独立  
に向けた研  
修を受けたい

1 農地集積 と保全対策
2 新規就農者 の確保・ 育成
3 組織化に よる営農の 効率化
4 農畜産物 の高品化・ 安定生産
5 生産機械・ 施設の導入
6 6次産業化 の取り組み
7 素材生産 の拡大
8 鳥獣対策

新たに農業 を始めたい
就農・独立 に向けた研 修を受けたい

## 雇用就農者に関する要件について

雇用就農者が次の(1)～(6)の要件を満たすこと。

- (1) 年齢が原則45歳未満であること。
- (2) 農業就業経験が5年以内で、研修後も就農を継続(法人独立支援タイプの場合は農業法人として独立)する強い意欲を有すること。
- (3) 正社員として研修開始時点で4箇月以上継続して雇用されていること。
- (4) 過去に本事業の対象となっていないこと。
- (5) 過去に農業次世代人材投資事業(青年就農給付金を含む)の準備型で、同様の研修を受けていないこと。
- (6) 法人独立支援タイプの場合、研修後1年以内に農業法人として独立すること。

## 農業法人等の要件について

農業法人等が次の(1)～(9)の要件を満たすこと。

- (1) 概ね年間を通じて事業を営む事業体であること。
- (2) 正社員として雇用すること。  
(法人独立支援タイプは期間の定めのある雇用でも可)
- (3) 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等に従事させ、就農や独立に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること。  
(農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付を受けていないこと)
- (4) 労働保険に加入すること。農業法人は社会保険に加入すること。
- (5) 常時10人以上の従業員がいる農業法人等は就業規則を整備していること。
- (6) 過去に雇用及び研修に関し、法令に違反する等のトラブルがないこと。
- (7) 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金等を受給していないこと。(例:特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金等)
- (8) 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が3分の1以上であること。
- (9) 原則として、経営者等が雇用就農者の育成強化に資するセミナー等を受講すること。

## 注意点

本事業は、雇用就農者の確保・定着を進めるため、農業法人等が新規就農者に対して行う実践研修を支援するものです。

経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではないので、実施する際はご注意ください。